

既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合 の取扱いについて

豊橋市建設部建築指導課

令和元年 6 月 25 日

豊橋市内の建築物については、戸建て住宅をグループホームとして活用する場合、既存・新築の区別なく建築基準法上の用途は「寄宿舍」として取り扱います。

そのため、住宅からグループホームへ用途変更する場合において、用途を変更する部分の床面積が200㎡を超える場合、用途変更の確認申請手続きが必要となります。

※愛知県の取扱い基準は当分の間、実施しません。

【参考：愛知県取扱い】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000069627.html>